

参考資料 2

目次

○委員発言整理メモ	1
○歯科口腔保健の推進に関する法律第 7 条～11 条に関連する 国 の 施 策	9
○歯科口腔保健の推進に関する法律	15
○都道府県における歯の健康計画の構成	19
○都道府県における対象者別目標	20

委員発言整理メモ

○：第1回専門委員会

①：第1回専門委員会ワーキンググループ

②：第2回専門委員会ワーキンググループ

考え方について

＜対象者＞

○「国民」、「歯科医療関係者」、「健康増進関係者」も含めた指針とするべき。

＜期間＞

○10年後を見据えて、それに耐え得る口腔保健施策というものを構築すべき。

○健康増進計画、医療計画等と同様、期間は平成25年からの10年とすべき。

＜新しい視点＞

○脳卒中、認知症等でも生き甲斐は持てるのだ、という発想の健康感が必要。

○カリエスフリー社会を目指したい。

○例えば、全身の健康とのつながりとか、新しい視点を含むべき。

○これまでの歯科という捉え方だけではなく、糖尿、脳卒中等のいろいろな疾患との関係も含めた視点を含むべき。

○高齢化が進んでいく中、今までのような健康観では、これから健康づくりが対応できない可能性があるので、今後の予防のあり方を考えるべき。

①「むし歯低減」でなく、むし歯をゼロにするという時期にきている。

①10年後に日本人の国民の口の中はどうなっているかをベースに考えるべき。

①超高齢社会を迎える、病気の人、障害者、要介護者などの「口腔弱者」であっても、共有できることを目指すべき。

①超高齢化社会への対応で、喪失歯予防を前面に出すべき。

①国がやるもの、都道府県がやるもの、市町村がやるもの意識して考えるべき。

①この法が広く地域で活かされる、活かしていくための視点を常に持つべき。

①社会保障制度も視野に入れておく必要がある。

【基本的な方針】

＜口腔の健康の保持、健康格差の縮小＞

- 地域や年齢による歯科口腔保健の格差をいかに縮小していくかが大きな問題。
 - ①口腔環境を良好な状態で維持するような視点が必要。
 - ①プロフェッショナル・ケア、セルフ・ケアと公的な機関で支えるパブリック・ケアの視点が重要。
 - ②地域格差等の地域の評価をしていく際、きちんとしたデータ整理が重要。

＜生活の質、口腔機能＞

- QOL の視点を含むべき。
- 口腔機能を増進、維持するという視点を含めるべき。
- 小児期の口腔機能の育成と高齢期の機能低下の防止の視点を入れるべき。
- 目標設定に機能の視点を含めるべき。また、調査対象者には障害者等も含めて考えなければならない。
 - ①機能面に関する目標設定が必要。
 - ②機能に関する具体的なくみしやすい目標設定が必要。

【ライフステージ】

＜ライフステージの考え方＞

- ライフステージごとに歯科の課題がある。
- 個人、ライフステージ、総合的な推進ごとにするとわかりやすい。
- すぐできることとサイエンスに裏づけされたこと等を分けて考えるべき。
- 障害者と要介護者はそれぞれの特性があるので別々に記載すべき。
 - ①ライフステージ、対象者別に取りまとめる。
 - ①乳幼児と学齢期に分ける。

＜乳幼児期＞

- ②口腔機能の育成を第一に考えるべき。
- ②特に食べるとか口の機能健診等で生活習慣のサポートを行うことが必要。
- ②3歳児から小学校就学時までの取組みが十分でない。
- ②発達障害は早期に対応していくことが重要である。
- ②虫歯が多い子供と少ない子どもに二極化しておりハイリスクアプローチが重要。

- ②子どもは自立的に健康行動ができないので、基本的には乳幼児の場合は保護者に対する啓発、教育の機会を増加させることが大切。
- ②生活習慣の確立が重要。

<学齢期（高等学校を含む）>

- ②口腔保健習慣の自立・確立、う蝕の地域格差の縮小、外傷による歯の喪失防止が重要。
- ②最近、前歯部ではう蝕よりも外傷によって歯を喪失することが多い。
- ②外傷のデータは、日本スポーツ振興センターの医療給付と障害見舞金の給付がある。
- ②歯科はマウスガードに対する教育と管理に対応することができる。
- ②う蝕自体はかなり抑制されてきているが、先天性欠陥歯等はあまり変わっていない。
- ②先天性欠陥は小児歯科学会調査で、1本だけから含めると、約1割の子どもにある。
- ②学齢期に食育に関する指導、啓発が必要。
- ②フッ化物の応用が重要。

<成人期（妊娠婦を含む）>

- ②生活習慣病対策を踏まえた歯周病予防、歯の早期喪失の防止、歯周疾患検診受診者の増加、医科歯科連携が重要。
- ②成人期に適切な歯周病の予防と治療、啓発活動が必要。
- ②職域から地域保健、高齢期につなげる仕組みづくりが必要。
- ②特定健診は20歳から40歳の者にも必要であり、歯科を入れることが重要。
- ②歯の良い人と悪い人の医療費の差が歯科医療費で22.6倍、また、総医療費も倍以上。
- ②歯周疾患はリスクを中心に進めていくことが必要。
- ②妊娠婦を論議することは非常に意義のあること。
- ②妊娠期の歯・口の健康維持を通して安心・安全な出産をサポートすること、出産後の母子の歯科保健行動の確立を図ること、妊娠婦期の歯周病のコントロールが重要。
- ②女性の健康状態の向上を踏まえた上でのアプローチが重要。
- ②母子健康手帳を歯科医師、歯科衛生士がどう活かすかが問題。
- ②母子健康手帳の活用を充実すべき。

<高齢期>

- ②口腔機能の向上あるいは機能低下の抑制、定期的健診受診者の増加、全身の

健康との関連性が重要。

- ②健康なうちから健康観をしっかりと啓発、普及、認識という努力をすべき。
- ②高齢者対策にもフッ素塗布、シーラントがあつてもいい。
- ②2次予防、1次予防を診療所単位でやる施策を考え直すべき。
- ②生活の場に戻る時、介護保険受給時、車いす利用時等のターニングポイントで歯科的な介入、健診を入れることが重要。
- ②しっかりと噛める、食生活を楽しみ、会話を楽しめることを第一に打ち出すべき。

歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者

<障害者、要介護高齢者>

- ②障害者のニーズに基づく歯科保健医療サービス提供体制の構築が必要。
- ②医療関係者だけでなく障害者歯科に関する人材育成のための研修が重要。
- ②成人期の精神障害とボーダーラインの発達障害が重要なポイント。
- ②医療制度も含めて、将来的に検討していくことが必要。
- ②障害者と健常者との境界領域（ボーダーライン）への対応が非常に重要。
- ②精神疾患、ボーダーラインの診断、判断は非常に難しい。
- ②脳卒中、認知症等の障害者に特化した実態調査はほとんどない。
- ②障害者（児）は全国レベルの実態調査がほとんどやられていない。
- ②誤嚥・窒息の防止、経口移行の推進、口腔ケアの推進が重要。
- ②病院歯科を増加する等、入院中から歯科がかかわれる体制づくりが必要。
- ②医科のニーズに対応できる病院歯科が必要。
- ②病院歯科では口腔ケアやりハの人材を派遣できるシステムが重要。
- ②歯科保健、介護、医療サービスが適切に受けられる体制を構築することが重要。
- ②医療の連携と情報の連携が必要。
- ②企業を巻き込んだアプローチとして、ソーシャルレスポンシビリティー、企業にも社会的責任を果たしてもらうことが必要。

社会環境の整備

<条例、計画>

- ②歯科保健を推進する基盤として、各自治体が条例、計画を作成すべき。

<医療計画>

- 地域医療計画等に歯科の役割と連携を記載すべき。
- ②医療計画に歯科の役割を明記することが必要。

<人材確保および育成>

- 歯科保健専門職の確保と関係者の資質の向上を含めるべき。
- スキルある人材を養成するというのは、重要な視点である。
 - ①人材の確保、資質の向上は重要である。
 - ②行政へ歯科医師、歯科衛生士の配置して、地域のかかりつけ歯科医と行政の連携が重要。
 - ③行政の歯科専門職は関係各部局との調整が要るので人材育成が重要。

<口腔保健支援センター>

- 口腔保健支援センターの機能を具体的にすべき。
- ②口腔保健支援センターは行政機関であるべきであり、新たに作る部門であるので従来の名称とは別にしている。
- ②口腔保健支援センターは保健所に併設するとか、保健所の部門として歯科専門職を位置づけることを意識している。
- ③口腔保健支援センター等の活動拠点を地域に位置づける必要がある。

<情報提供>

- 歯科口腔保健が健康に重要なものであることを、いろいろな局面で啓発していく必要がある。

<医科・歯科連携>

- 医師と歯科医師の連携を図っていくべき。
- 職域でも医科と歯科の連携を推進すべき。
- 禁煙や糖尿病など国民健康づくりの中では、医科と歯科などの関係分野の連携が重要である。
 - ②妊婦、糖尿病、脳卒中等へのアプローチには医科と歯科との連携は非常に重要。

<行政等との連携>

- 総合的な施策の推進の中に、協議会の設置と客観的な評価、多様な関係者との連携を含めるべき。
 - ①他分野との連携、特に関連企業との連携も必要。
 - ②デンタルネグレクトを歯科の分野で取り上げていきたい。

- ②児童虐待との連携は非常に重要である。
- ②教育委員会と保健分野との連携が大切。
- ②基本的事項の作成には関連学会との連携が必要。
- ②フッ素洗口などに加えて、シーラント等の学校保健現場と地域の歯科医療機関の連携も重要。
- ②ハイリスクの子どもは、地域医療機関との連携が重要。
- ②歯科独自のものを作っていくよりも、地域の既存のネットワーク、地域ケア体制や連携クリニカルパス等を活用すべき。

<歯科検診（健診）>

- 歯科検診（健診）では検診だけでなく保健指導も含めるべき。
- 歯科検診（健診）に関する施策、具体的な目標設定が必要。
- 歯科検診（健診）には根拠がないものが多い。
- 歯科検診（健診）結果を行政、受診者にフィードバックすることで、行政の施策に反映することが必要。
- 歯科検診（健診）対象者を、例えば糖尿病患者、妊婦等とするなど対象者を絞った戦略が必要。
- 妊産婦の歯科検診（健診）は重要である。妊婦検診は14回法定ができるが、歯科は地域の判断に任されている。
- 事業所、健康保険組合等が自主的に行っている歯科検診（健診）等の実態を把握すべき。
 - ②例えば、2歳とか2歳半とか乳幼児健診の拡充を図るべき。
 - ②検診データを本人が活用する方法として、歯の健康手帳を提唱してはどうか。
 - ②妊婦健診、産後健診、2歳児の親子健診等のバリエーションを作っていくことが必要。
 - ②歯科検診（健診）は、妊産婦や糖尿病等をターゲットとしたハイリスクアプローチが有効。
 - ②歯周疾患検診等は疾病発見からリスク発見、行動変容支援へのシフトが必要。
 - ②高齢期の歯科検診（健診）は一般的な歯科検診（健診）、口腔の機能、栄養という観点が重要。

<かかりつけ歯科医>

- ②かかりつけ歯科医機能と密接に連携できるような仕組みが必要。

調査・研究の推進

- 科学的な根拠に基づく施策の推進を含めるべき。
- 行政が最新情報や最新のエビデンスをきちんと把握すべき。
 - ①研究とデータベース作りが重要。
 - ①口の健康と誤嚥性肺炎の問題や、糖尿病との関係などもう少し研究が必要な分野がある。
 - ①調査・研究の重要性は当然。
 - ①「歯科疾患実態調査」調査の時期が課題。
 - ②評価に6年に1度の歯科疾患実態調査で十分対応できるのか今後検討が必要。
 - ②学校保健統計等の既存のデータを集約評価していく体制が重要。
 - ②歯科疾患は効率的予防が可能だという特性を考慮し健康保険法(国民健康保険法)との連携(ベストミックス)研究が重要

その他

<8020 運動との関係>

- ①基本的には今まで進めて来られた8020運動を中心に考えていく。
 - ①ライフステージをイメージした8020を深めて行くべき。
 - ①8020は小児期からの育成が重要である。
 - ①8020の位置づけをきちっとすべき。

<他計画等との調和>

- 次期国民健康づくり運動プランは、個人の健康づくりと地域の健康づくりに焦点を当てており、歯科口腔保健の推進に関する専門委員会も同様の方向性とすべき。
- 健康増進法だけでなく、高齢者の医療確保に関する法律、安衛法、地域保健法、学校保健法と調和を保つべき。
 - ①次期の国民健康づくり運動との整合性を取っていくべき。
 - ①「生きる力を育む学校での歯・口の健康づくり」との整合性を図るべき。
 - ①食育との整合性を図るべき。
 - ②歯科口腔保健法、健康増進法、安衛法の連携が重要。

<その他>

- 健康日本21で歯科は非常にいい結果が出ているが、なぜ達成したのか、どこが効果があったのかということを整理することが必要。

○「地方公共団体」と明記されている以上、何らかの形で自治体にも意見聴取をすべき。

①歯の健康よりも、歯科的な健康あるいは口腔の健康とすべき。

①名称は歯の健康で、実質的な中身としては歯科口腔の健康に関するものという共通意識であるべき。

①障害者、入所者、入院されている人は歯科の中で抜けているポイントである。

①世界に対して情報発信していくべき。

①歯科医師の保健所長の実現、歯科衛生士業務の拡大も議論すべき。

②費用対効果を明確に出すような実証研究が必要。

②TPPで代替糖の使用が低下する可能性がある。

②活動性等を含めたう蝕の審査基準が今後の課題。

歯科口腔保健の推進に関する法律第7条～第11条に関連する国の施策

「第7条 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について」に関連する国の施策

施 策	内 容・目 的	現 状	根 拠 法 令
歯の衛生週間	歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発、歯科疾患の予防、早期発見、早期治療を励行することにより国民の健康を増進する。	毎年6月4～10日に実施。	事務次官通知
全国歯科保健大会	歯科保健の当面する諸問題について研究討議を行い、歯科保健事業の一層の推進を図る。	毎年秋に開催	事務次官通知
母と子のよい歯のコンクール	歯科保健の普及啓発を目的として、3歳児歯科健康診査において口腔内の状況が良好である母子を表彰する。	毎年秋に開催	局長通知
歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰	多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生 の向上のために著しい功績のあった者を表彰することにより、その事業に携わる者の模範とし、歯科保健事業の進展に資することを目的として行う。	毎年秋に開催	局長通知
21世紀における国民健康づくり運動	健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。運動の期間は、2012年度までとする。	最終評価終了。 次期国民健康づくり運動プランの検討開始。	事務次官通知 局長通知

施 策	内 容・目 的	現 状	根 拠 法 令
健やか親子21	21世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年(平成13年)から2014年(平成26年)まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画。	計画実施中	局長通知
労働者の健康教育等の健康増進対策における保健指導	事業場において計画的かつ継続的に健康づくりを推進するもの(トータル・ヘルス・プロモーション(THP))。保健指導の内容の一つとして歯科保健を取り上げている。	事業場毎に、実態に即して取り組まれている。	労働安全衛生法第69条
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	学校における歯科保健においては、う歯の予防を中心に行われ、大きな成果をあげてきた。しかししながら、近年の子どもの現状を踏まえると、咀しゃくなど口腔機能の未発達や口腔の疾病の増加、食育の重要性などが指摘されており、その指導や対策についても、今後、一層の充実が求められているため、その手引書として作成したものである。	平成23年3月に発行し、全国の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等へ配布	学校保健安全法
第2次食育推進基本計画	国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「食育基本法」が平成17年7月15日施行され、第2次食育推進基本計画に基づき、食育の推進を図る。	厚生労働省では、4つの柱で食育を推進している。 (1)国民健康づくり運動の推進 (2)「健やか親子21」等による母子保健活動等の推進 (3)食品の安全についての消費者とのリスクコミュニケーションの推進 (4)歯科保健活動における食育推進	食育基本法

「第8条 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について」に関連する国の施策

施 策	内 容・ 目 的	現 状	根 拠 法 令
乳幼児健康診査(歯及び口腔の疾病及び異常の有無)	乳幼児健康診査の一部として、歯及び口腔の疾病及び異常の有無を診査し、児童の健康の保持及び増進を図る。	1歳6ヶ月時、3歳時に実施	母子保健法第12条 局長通知
有害業務における歯科検診及び必要な措置の義務づけ	事業者に対し、酸の取扱等歯科疾患を発症させる有害業務に従事する労働者に対する定期的な歯科健診の実施を義務付けるとともに、その結果に基づき、歯科医師の意見を聴くこと、また、その意見を勘案して適切な措置を講ずることを義務付けている。	6月以内ごとに1回実施	労働安全衛生法第66条
事業場における歯周疾患検診の機会提供の啓発指導	高齢化に伴う労働者の健康確保対策の重要な課題である歯周疾患の予防対策として、事業場を通じて、労働者がこれに取り組むことが効果的であり、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましい旨啓発指導。	都道府県労働局を通じて啓発指導を実施。	局長通知
医療保険者等における歯周疾患検診の機会提供の啓発指導	医療保険者等は、保健事業を適切に実施することで、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努める。	健康保険組合に対しては、健康保険組合事業運営指針において保健事業の具体的な内容を例示しており、歯科検診や口腔健診を挙げている。 国民健康保険においては、保健事業に関する指針等を示し、保険者の歯科に係る保健指導の取り組みを支援している。	健康保険法第150条 船員保険法第111条 国民健康保険法第82条 高齢者の医療の確保に関する法律第125条
学校歯科健診	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。	毎年4月～6月に実施	学校保健安全法

「第9条 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について」に関する国の施策

施 策	内 容 ・ 目 的	現 状	根 拠 法 令
8020運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業

「第10条 歯科疾患の予防のための措置等について」に関する国の施策

施 策	内 容・目 的	現 状	根 拠 法 令
歯周疾患健康教育	健康教育は、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。	健康教育は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
歯周疾患に係る健康相談	健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。	健康相談は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
歯周疾患検診	歯周疾患検診は、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。	歯周疾患検診は、健康増進法第19条の2に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 健康増進法施行規則
訪問指導	訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。	訪問指導は、健康増進法第17条第1項に基づいて行われる健康増進事業のひとつ。	健康増進法 局長通知
8020運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業

「第11条 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について」に関連する国の施策

施 策	内 容・目 的	現 状	根 拠 法 令
歯科疾患実態調査	わが国の歯科保健状況を把握し、8020運動(歯科保健推進事業等)の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21において設定した目標の達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	6年毎の11月に実施	局長通知
8020運動推進特別事業	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」の推進のため、歯の健康の保持を目的として実施される歯科保健医療に関する事業に必要な支援を行う。	都道府県に対する補助金事業として毎年実施	予算事業
学校保健統計調査	学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。	毎年4月～6月に実施	統計法
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報告	地域保健法、健康増進法
国民健康・栄養調査	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	毎年11月に実施	健康増進法

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）

に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一條 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十二条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（財政上の措置）

第十四項 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

都道府県における歯の健康計画の構成

都道府 県名	施 策				環 境 整 備				
	ライフ ステー ジ別	対象 者別	疾患 別	口腔 機能	普及 啓発	情報収集 ・提供	歯科保健 ・医療	人材 育成	連 携
北海道		○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○		○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○		○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○		○	○	○	○	○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○		○	○	○	○	○	○
静岡県		○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○		○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○		○	○	○	○	○	○
島根県	○	○		○	○	○	○	○	
高知県	○	○		○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○		○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○		○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○		○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○		○	○	○	○	○	○

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)

※歯科単独の健康計画を策定している 18 道県について掲載。

※計画の内容をもとに厚生労働省医政局歯科保健課にて分類。

都道府県における障害者の目標

県名	主要指針	目標	エビデンス
福井県	口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける施設職員や歯科医療従事者等の増加	増加	研修会参加者数で調査
岐阜県	年に1回以上は歯科健診を実施する心身障がい(児)者施設の増加	増加(H22)	心身障がい(児)者歯科診療所運営費・設備整備補助事業・障がい(児)者施設巡回歯科健診事業
	年に1回以上は歯科保健指導を実施する心身障がい(児)者施設の増加	増加(H22)	
静岡県	むし歯を経験した者の割合(養護施設)【乳歯】	30%台(H25)	施設歯科健診
	治療を完了している者の割合(養護施設)【乳歯】	40%台(H25)	
	一人平均むし歯数(特別支援学校最高学年)【永久歯】	4本(H25)	学校保険統計調査
	治療を完了している者の割合(特別支援学校最高学年)【永久歯】	60%台(H25)	
	歯周病(歯肉炎、歯周炎)にかかっている者の割合(40歳・60歳、通所・入所者)	減少(H25)	障害者歯科健診
大分県	障がい者(児)入所施設の歯科健診の実施率	100%(H24)	実施アンケート調査
	障がい者(児)の歯科治療に対応できる医療器関数	増加(H24)	歯科保健サービスマップ
	入所者や利用者のむし歯予防に取り組む施設数	増加(H24)	無し
佐賀県	歯科健診を希望する施設すべてが歯科健診を実施できる	100%(H22)	循環歯科保健指導・障害者歯科治療事業

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)

都道府県における要介護者の目標

県名	主要指針	目標	エビデンス
山形県	口腔ケアを介護教室で取り上げる市町村数の増加	全市町村	保健薬務課調査
	60及び80歳で郷土の名産を不自由なく食べている人の割合の増加(55-64)	70%(H22)	県民健康・栄養調査
	60及び80歳で郷土の名産を不自由なく食べている人の割合の増加(75-84)	60%(H22)	
福井県	口腔機能や口腔ケアのための研修を受ける介護保険従事者や歯科医療従事者等の増加	増加(H22)	研修会参加者数で調査
岐阜県	年に1回以上は歯科健診を実施する要介護者施設の増加	50%以上(H22)	要介護者の口腔ケア推進事業等
	年に1回以上は歯科保健指導を実施する要介護者施設の増加	60%以上(H22)	
	口腔ケアの重要性を知っている要介護者施設の増加	100%(H22)	
静岡県	〈ねたきり〉通院支援(搬送)患者受け入れ歯科診療所数	20%【300診療所】(H25)	歯科診療所調査
	〈誤嚥性肺炎〉発熱・肺炎発生状況(老人福祉施設)	70%【150施設】(H25)	(仮)老人福祉施設(抽出)調査
	〈口腔機能低下〉顔面体操・嚥下体操の実施施設(老人福祉施設)		
佐賀県	すべての特別養護老人ホーム、養護老人ホームで定期歯科健診が実施される	100%(H22)	地域歯科保健アンケート
大分県	訪問歯科診療の利用者数	増加(H24)	国保
	訪問歯科診療に関する研修を受講する歯科医師数	増加(H24)	「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」受講修了歯科医師数
熊本県	要介護者が、かかりつけ医をもち、定期的な歯科保健指導及びフッ化物歯面を受けることができる体制	する(H24)	不明
	要介護者が、必要に応じて専門的口腔ケアを受けることができる体制	整備	

(厚生労働省医政局歯科保健課調べ)